

< 第2回議会改革実行委員会協議結果の概要 > 平成26年7月7日(月)

議 題： 委員会のインターネット中継について

※ 今回の協議状況を市側に伝えるとともに、市側の意向を確認する。市側意向を踏まえ、次回(7月22日(火))協議会で改めて協議し、実行委員会としての結論を決定していく。

(協議状況)

- 予算書・決算書の説明の省略について ⇒ **案3** 所管部分の確認とポイントのみ
(充実、縮小、廃止事業や変化のあったところのみ)
- 委員外議員の発言の制限 ⇒ 案の合意はできず。平成23年6月議運決定を順守していく。(下記参照)
- その他の取り組み ⇒ 各常任委員会の終了時間は午後5時か6時とし、委員長が進行管理する。ただし、例外として、どうしても終了しない場合は、予備日1日を活用する。

第2回議会改革実行委員会 資料

インターネット中継に係る委員会の運営方法について(案)

①予算書・決算書の説明の省略

- ・委員の席に委員会審査分担表を配付 ⇒ 委員自身が確認できる
- ・説明はそれほど詳細ではない

案1 全部省略

案2 所管部分の確認のみ

案3 所管部分の確認とポイントのみ

(充実、縮小、廃止事業や変化のあったところのみ)

②委員外議員の発言の制限

- ・会議規則では認められている
- ・すべての会派が委員を出しているわけではない

案1 すべての委員外議員の発言を禁止する

案2 委員を出している会派の委員外議員の発言を禁止する

案3 **案2**+委員を出していない会派の委員外議員の発言を必要最低限とする

案4 **案2**+委員を出していない会派の委員外議員の発言を1回までとする

ただし、予算・決算については3回までとする

大和市議会会議規則第116条(委員外議員の発言)にかかる申し合わせ

- ・ 同じ会派に委員がいる場合は、その委員に全権委任をした形で会派の意見を発言してもらい、委員外議員の発言は極力行わない。委員がいない委員会でも極力簡潔に発言をする。

(平成23年6月22日 議運決定)